

神山町物価高騰対策支援給付金

長期化する原油・原材料価格の高騰の影響緩和を図り、神山町内の法人及び個人事業者の事業継続を支援するため、神山町物価高騰対策支援給付金を交付します。

1. 対象事業者

神山町内で経営を行い、徳島県物価高騰対策応援金の交付を受けた法人又は個人事業者とする。ただし、個人事業者については、神山町に個人住民税の申告をしている者に限る。

2. 給付金額

区 分	給付額	
法 人	1 事業者あたり	3 万円
個人事業者	1 事業者あたり	1. 5 万円

3. 受付期間

(1) 令和5年6月15日(木)から令和5年8月31日(木)まで

4. 必要書類

★の様式は、[町ホームページ](#)からもダウンロードできます。

必要書類
(1) 申請書 (請求書) ★
(2) 徳島県物価高騰対策応援金の交付通知書の写し
(3) 振込先口座が分かる通帳の写し

5. 申請方法

神山町役場 産業観光課 商工観光係 まで、郵送又は持参をお願いします。

(受付時間) 令和5年6月15日(木)から令和5年8月31日(木)午前9時～午後5時
※土日、祝祭日を除く

〈郵送先・お問い合わせ先〉：神山町役場 産業観光課 商工観光係
住所：〒771-3395 神山町神領字本野間 100 番地
電話：088-676-1118 (IP 2007)